呉市・広島大学 Town＆Gown 構想 海洋文化都市くれ推進協議会 規約

令和６年１月３１日制定

 第１章 総則
 （名称）
第１条 この協議会は、呉市・広島大学Town ＆ Gown構想 海洋文化都市くれ
推進協議会（以下「協議会」という。）という。
 （目的）
第２条 協議会は、呉市、国立大学法人広島大学、海上保安大学校及び公益財
団法人笹川平和財団の呉市・広島大学 Town ＆ Gown構想の推進に向けた海
洋・海事の国際的拠点の形成等に関する協定（令和５年７月８日締結）の理
念等を踏まえ、次に掲げる事項の実現に資することを目的とする。
 (1) アジアにおける海洋・海事の国際的教育・研究・社会連携の拠点形成
 (2) 海洋・海事関係の国際機関等との連携
 (3) 海洋・海事に係る学際的な学位プログラムの実施等による人材育成
 (4) 先進技術を活用した海洋・海事に関するＤＸの推進
 (5) 瀬戸内海の自然環境を生かしたＧＸの推進
 (6) 新たな海洋・海事産業の創出に向けた連携
 (7) その他、海洋・海事の国際的拠点形成に伴う連携・協力
 第２章 会員等
 （協議会の会員）
第３条 協議会の会員（以下「会員」という。）は、前条の目的に賛同する法
人又は団体とする。
 （入会）
第４条 会員になろうとするものは、入会の意思を示した書類を協議会に提出
する。
２ 前項の規定により、書類の提出があった場合、第１５条に規定する事務局
において前条に規定する会員の要件を満たすことを確認の上、会長が入会を
決定する。
 （退会）
第５条 会員が退会しようとするときは、退会届を協議会に提出することとす
る。
 （除名）
第６条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の総会（以下
「総会」という。）の議決により、除名することができる。
 (1) 本規約に違反したとき。
 (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は第２条の目的に反する行為をしたとき。
 （届出）

第７条 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、
遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。
 （会費）
第８条 協議会は、定期的な会費を徴収せず、必要に応じ参加費等を求めるこ
ととする。
 第３章 役員
 （役員の選任等）
第９条 協議会に次の役員を置く。
 (1) 会長 １名
 (2) 副会長 ３名
２ 役員は、会員の中から総会において選任する。
３ 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。
４ 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
５ 役員が所属する組織内で交替した場合は、後任に引き継ぐこととし、前任
者の残任期間在任するものとする。その場合、事務局は速やかに各会員に通
知する。
 （役員の職務）
第１０条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会
長が欠けたときはその職務を行う。
 第４章 総会
 （総会の招集）
第１１条 総会は、会長が招集する。
２ 総会の議長は、会長が務めることとする。
 （総会の議決等）
第１２条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。
 （総会の権能）
第１３条 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 (2) その他協議会の運営に関する重要な事項
 第５章 部会
 （部会の設置等）
第１４条 協議会は、第２条の目的を踏まえた具体的な取組を議論し、実施し
ていくため、テーマごとに部会を設置することができる。
２ 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
 第６章 その他
 （事務局）
第１５条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２ 事務局は、呉市・広島大学Town ＆ Gown Office準備室（呉市中央４丁目１

番６号 呉市企画部企画課内）に置く。 ３ 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 （委任） 第１６条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、
会長が別に定める。
 附 則 １ この規約は，令和６年１月３１日から施行する。 ２ 最初に行われる総会において、会長が選任されるまでの間は、第４条の規
定にかかわらず、協議会の会員は、第３条に規定する会員の要件を満たすこ
とを確認の上、呉市長及び広島大学長が、入会を決定する。 ３ 最初に行われる総会において、会長が選任されるまでの間は、第１１条の
規定にかかわらず、呉市長及び広島大学長が招集し、議事の進行は、呉市・
広島大学Town ＆ Gown構想・連携協力推進検討会の委員から選任された者が
行う。